

# 第5号宅地申請添付書類

R8. 4現在

- 1 申請書類等
  - 1) 法第29条許可申請書又は、法第43条許可申請書（正本1部 副本1部）
- ◎ 2) 法第37条承認申請書（正本1部 副本1部）
- 3) 手数料（野田市手数料条例 昭和51年野田市条例第4号）
- ※ 4) 設計説明書その1【市規則別記第1号様式その1】
  - ・設計の方針、土地の現況、土地利用、公共施設整備計画、公共施設の面積等を記載すること。
  - 注) 公簿面積と実測面積が異なる場合は、土地の現況を公簿、土地利用計画を実測により記入し、それぞれに（公簿）、（実測）と表示すること。
- ※ 5) 設計説明書その2【市規則別記第1号様式その2】
  - ・公共施設の種別ごとに番号を付し、公共施設の次に公益施設を記載すること。
  - ・摘要欄には新設、拡幅の別を記載すること。
  - 注) 自己居住用住宅は、原則不要。
- ※ 6) 資金計画書【省令別紙様式第3】
  - ・収支計画
  - ・年度別資金計画
  - 注) 自己居住用住宅は、原則不要。（ただし、盛土規制法に該当するものは必要）
- ※ 7) 資金計画書の添付書類
  - ・工事施工者が発行する工事費の見積書
  - ・自己資金又は借入先の調達が可能であることを証する書類【市規則第2条第5項】
  - 注) 自己居住用住宅は、原則不要。（ただし、盛土規制法に該当するものは必要）
- ※ 8) 開発行為施行同意書（備考欄に申請地、隣地の別記入）
  - ・開発区域内の土地又は工作物の所有権者、仮登記権者、抵当権者の同意書に当該同意をした者の印鑑証明書を添付すること。
  - （印鑑証明書は各1部を申請書正本に添付し、写しを副本に添付）【市規則第2条第7項】
  - 注) 隣接地の所有権者の同意には、印鑑証明書は不要。
  - 摘要欄に申請地及び隣接地を記入すること。
- ※ 9) 設計者資格申告書【市規則別記第3号様式】
  - ・資格、免許等の申告事項を証する書類（卒業証明書、合格書の写し等）を添付すること。
  - 注) 1ha未満の開発行為にあっては、申告事項を証する書面の添付は不要
- ※ 10) 申請者の資力及び信用に関する書類
  - ・法人の場合 ①法人の登記簿謄本  
②前年度の財務諸表  
③法人税に関する納税証明書  
④事業経歴書
  - ・個人の場合 ①住民票の写し  
②前年度に所得税に関する納税証明書
  - 注) 自己居住用又は自己業務用（1ha未満）の開発行為にあっては、②、③、④は不要（ただし、盛土規制法に該当するものは必要）
- ※ 11) 工事施工者の能力に関する書類
  - ・法人の場合 ①法人の登記簿謄本  
②工事経歴書  
③建設業許可証明書
  - ・個人の場合 ①住民票の写し  
②工事経歴書  
③建設業許可証明書
  - 注) 自己居住用住宅の建築が目的の開発行為にあっては、②、③は不要。（ただし、盛土規制法に該当するものは必要）

（裏面に続く）

- 1 2) 公共施設管理者同意書（占有許可、施工承認、排水同意等の申請を必要とする場合）  
注）土木工事許可又は占有許可等が必要な場合は当該許可書の写しを添付すること。  
同意書には同意内容を具体的に明示すること。
- 1 3) 土地所有者の承諾書
  - ・申請者と土地の所有者が異なる場合、土地所有者の実印及び印鑑証明書添付。
- 1 4) 土地及び建物の登記事項証明書
  - ・場合により隣接地もとること。なお、線引き時点の記載が無い場合は、土地閉鎖登記簿謄本もあわせて添付すること。【市規則第2条第1項第2号及び第3号】
- 1 5) 申請者住民票（世帯全員分、法人の場合は法人登記簿謄本）
- 1 6) 評価証明書（土地・家屋、直近のもの）  
※ 第三者の交付請求には、委任状が必要となります。
- 1 7) 建築理由書（建築物並びにその理由・使用に関する説明）
- 1 8) 宅地要件判定書類（線引き前より宅地であった土地であることを証する書類等）
  - ・昭和45年都市計画図（旧関宿町分は昭和60年都市計画図）
  - ・昭和45年航空写真（旧関宿町分は昭和60年航空写真）
  - ・農地転用許可書（線引き前のもの）
  - ・建築確認通知書（線引き前のもの）
- 1 9) 委 任 状
- 2 0) その他必要な図書（下記の図書等を必要に応じて添付してください）
  - ・道路境界確定図

注 ※は「法第29条許可申請書」の場合、添付すること。

◎は必要がある場合、添付すること。

- 2 申請書の記入注意事項等
  - ・予定建築物の用途等の欄には用途、建物面積、延べ面積、建ぺい率、容積率、最高高さ、開発行為の有無及び建築物の構造を記入すること。
  - ・「法第29条許可申請書」の開発区域の面積欄には、道路後退部分の面積も記入すること。
- 3 その他注意事項
  - ・申請時の不動産証明に記載されている建築物については、現況平面図の建築物と対応させ、建築確認申請等法的手続きの有無（手続きがある場合については、その内容）を記入してください。なお、未手続きの建築物等がある場合には始末書（実印及び印鑑証明書添付）。
  - ・地目が農地である場合は、農地法（非農地証明等）の手続きが必要となります。
  - ・道路の境界は確定させておいてください。また、道路占有許可等が必要な場合は、許可等を得てください。
  - ・新築、増築等にかかわらず土地改良区にて流末排水同意について協議が必要かを確認してください。（所管される土地改良区については、農政課にて確認してください。）

（2戸以上の住宅分譲、借家の場合）

  - ・ごみ集積所及び資源回收集積所について、清掃計画課、清掃管理課、地元の廃棄物減量等推進委員と協議した議事録を添付すること。
  - ・自治会活動・防犯対策について市民生活課と協議した議事録を添付すること。

（集合住宅（4戸以上）の場合）

  - ・野田市宅地開発指導要綱第3条第3項の規定により、次の項目について協議した議事録を添付すること。
    - ごみ集積所の設置について（清掃管理課）
    - 水道の使用について（水道部）
    - 自治会活動について（市民生活課）
    - 駐車場施設計画について（都市計画課）

※駐車場は原則、敷地内に住戸数分の駐車場と駐輪場が必要です。